

平成 27 年第 3 回定例会 県民企業常任委員会

平成 27 年 10 月 1 日

佐々木(正)委員

このたび、ベトナム調査に国松委員長を中心に行かせていただきました。かながわ方式の水ビジネスについての展開を模索するための非常に有意義な視察をさせていただいたわけでありますが、その中で、ビジネスに関する様々な現地の感覚というものを私たちも掌握をさせていただいて、そして帰国をしたわけでありますが、そのときにその水ビジネスに関するものとともに、非常に有意義であったと感じているところがある。携わってくださった県の職員の現地の職員の方は産業労働局の国際ビジネス課の方に関係があるんだと思うんですが、国際課も全く関係ないわけではないというふうに感じております。

その中で、自分がすごく良かったのは、携わってくださった通訳の方々が、非常に献身的にやってくれたので、JICAの事務所を通じたりして携わっていただいたんですが、帰りもノイバイ国際空港まで送ってくれたりして、個人的にはカメラに収まったりして、その後メールでやり取りを少しさせていただいたりしているんですが、先日のベトナムフェスタのときも、たまたまオープニングレセプションとか覚書を締結しているときに、たまたまメールが入って、先日はありがとうございますとか、お元気ですかとかやったんです。

そのときに、知事と共産党の書記長がいらっしやって、様々なセレモニーをやっている動画とか、写真を少しお送りしたりしていたんです。

そうしたら、通訳はどういうところから選んでいるんですかみたいな連絡が来まして、ベトナムの大使館の方からやったというようなことが後から分かったんですが、そこで、自分も個人的に、そういうつながりも持っていたということが、非常に有意義だったと思って、それが人と人との交流、行政と行政、国と国というのは、確かにあるんですが、利害関係もあったりして難しい部分があると思うんですが、人と人がつながった場合というのは、何も利害関係なく隣国の友人としてつながれるということもあって、そういう財産というのは、自分が感じさせていただいた部分でも自分のみならず県の財産、将来オリンピック・パラリンピックがある中で、そういう方がこちらに来て活躍できるのかもしれないし、日本人が向こうに行ったとき、また様々な県民がお世話になる可能性もあるということからすると、そういう時々会った通訳とか携わってくださった方というのを最大限に生かしていく必要があるというふうに感じたんですが、国際課としては、そういうようなつながりについてどのように考えていたり実際に何かそういうことが動いていらっしやったりするのかお聞きしたいと思います。

国際課長

今通訳についてのお話を頂きました。正に現地に行かないと得られない情報だと思います。おっしゃるとおり通訳については、その通訳のスキルによりそこにおられる方々の理解度が大きく変わるということで私も個人的に非常に重要だと思っています。

国際課としても人づくりが大事だということで位置付けておりますので、あ

ちらで非常に良い方については、情報共有させていただいています。例えば今回のベトナムフェスタで、がんセンターが覚書を締結しており、国際ビジネス課も経済分野での覚書を結んでいます。

ベトナムとのアクティビティというのは、これからどんどん多くなっていくと思います。その中でやはり活躍していただける方については、是非フルで活動していただければと思いますので、そういう情報を頂いて我々も共有させていただければと思います。

佐々木(正)委員

そのとき通訳がお二人いらっしゃったし、日本から行っている企業の方もいらっしゃって、国松委員長のおかげですごく親しくさせていただいたと思います。その人材の財産というのは、素晴らしいことだなと思っているので、今後は神奈川県が全庁的に様々なそういう海外でお世話になった、あるいはこちらからお願いして様々な仕事をともにしていただいた方について、積極的に財産としてきちんと掌握をしていくということが、今後大事なんではないかなと思って、今回の海外視察については、非常にそういう意味でも有意義だったというふうに感じたんですが、そういう方向性で、今後、全庁的に進めていくためにもグローバルな戦略をやっていく中で、人材の確保育成というのは大事だと思いますのでその辺の取組について今後積極的にやっていきたいと思いますが、最後に担当局長にお伺いします。

拉致問題・国際戦略担当局長

神奈川県の国際戦略、グローバル戦略を進めていくに当たって、やっぱり人のつながり、それから人をつくっていくということと、プラスその人がつながっていくということ、その大切さというのを私はここに来まして2年になりますが、この2年間本当に実感いたしました。それも単に紙の上でのつながりだけではなくて、顔と顔が見える関係をつくっていくということがいかに大切かということで、そんな関係から先ほど来、国際課長が申し上げたとおり、人の行き来、研修員を増やしていくということ、それから新たな政策研修員を受け入れていくこと、それから今年度13年ぶりに神奈川県から中国の遼寧省に交流職員を復活させたということもございます。

こういったつながりも含みながら、本当に具体的な名前が見えて顔も見えてという関係を神奈川県内にも蓄積していくというつながりを大切にしていって、こういう考え方を基本に据えながら、神奈川のグローバル戦略を進めていきたいと考えているところです。

佐々木(正)委員

次に、子ども・子育て支援新制度が4月から始まって、その中で幼稚園とか保育所が仕事をしていくわけですが、保護者の方が支払うものと、それから市町村から施設に対して支払われるものという給付制度のことがあります。これについて少しお聞きしていきたいと思っていますが、この給付制度の概要をできるだけ端的に確認させていただきます。

子ども・子育て支援制度担当課長

この給付制度でございますが、教育・保育のサービスの提供に係る費用の一部について、公的に支援するために創設された制度でございます。

具体には、この制度の中では、幼稚園、保育所を利用した場合に、その費用の一部を給付するための施設型給付と言われるものと、小規模保育などの保育サービスを利用した場合の費用の一部を給付する地域型保育給付という二つの種類の給付が設けられたということでございます。

法律ではサービス利用をされる保護者、それに対して給付金が支払われるというふうになってございますが、確実にその必要な費用に充てられるように、保護者に直接支払うことなく、居住する市町村からサービスを提供する保育所などの事業者を支払われる法定代理受領という制度が導入されたということでございます。

また給付については、施設事業者が1人のお子さんに対してサービスを提供するために必要な1月当たりの費用は国が定めまして、いわゆる公定価格とされているものですが、その額から利用者負担として保護者の方が所得に応じて支払う保育料を差し引いた額が、市町村から事業者を支払われるという仕組みになってございます。

これによりまして、保育所などの新制度の対象施設の事業者の方からは、市町村からの給付費と保護者からの保育料が主な収入になるところでございます。
佐々木(正)委員

その中で、この給付というのは、施設運営にとっても非常に重要な収入になっているということではありますが、この市町村からの給付費は定期的に行うという仕組みになっていると思うんですが、現場の方々に聞いているとその市町村から本来払われる給付の支払が遅れていると、小さいところなんかでは非常に困っちゃうわけです。

現状は、相当その申請書等が煩雑だということがあるので、支払が遅れていることは分からないではないんですが、その施設が潰れてしまったら何とも大変なことになってしまうわけですから、そういう現状と県がそういう時にどういった対応をしているのか、それから県に対して、どういう問い合わせとか要望があるのかお伺いします。

子ども・子育て支援制度担当課長

今お話がありました給付費の支払の時期についてですが、給付費は毎月支払うということになってございます。

本県におきます各市町村での給付費の支払の現状でございますが、新制度が始まる前に本県としましては、法令上そのように定まっておりますが、各市町村に対しまして支払の事務等の遅れから、支払時期が遅れることによって、施設運営に支障を来すことがないように、その給付金についても概算払いで確実に払っていただきたいというような依頼を各市町村にしたところでございます。

この結果33市町村のうち32の市町村については、概算払いにより毎月、または数箇月まとめて前払いといった状況で現在給付金を支払っていただいている状況になってございます。なお横浜市では、毎月お支払いいただいているもののサービス利用した月のその翌月に支払われているといった状況もございません。

さらに、こういった状況で事業者の方々からどのような声が寄せられている

かということですが、横浜市の事業者の方々からは、翌月払いではなくて当月中に概算払いをしてほしいというような声も伺ってございます。横浜市では、新制度を大変厳しい状況の中で、あらかじめこの事務についての準備を国とも調整した上でやっていただいております。独自のシステムを構築してございますが、県の方からも今後こういったシステムの改修などにも取り組んでいただいております。当月払いをしていただきたいと思いますというお話もさせていただきます。

また他には、概算払いで支払われているといったことから、今後給付額の確定を見たときに逆に払い過ぎで返還が生じるような場合もあるのではないかと思います。そのときに返還が生じますので、確実な収入の見込みが立たないといった不安の声や給付費については利用者側も居住の市町村が払うことになっておりますので、逆に設置事業者の方については、利用者の居住する市町村ごとに別々にこの給付の請求をしなければいけない、そういった支払を請求するための様式等も市町村で統一されていないような部分もございまして、事業者の事務的負担が大変大きいとそういった声を伺っているところでございます。

佐々木(正)委員

翌月に払っているというようなことでありますが、私が聞いたところでは、二、三箇月払われていないということも実際にあるということもありまして、申請書類の不備等あれば、延びてしまうんだらうなということも考えられますから、一概に双方に様々な状況があるということだと思っておりますが、やはりまずは施設が倒れてしまったらいけないので、是非不公平感がないようにしていただきたいと思います。

一番の問題点というのは、この制度の中身、給付制度の対応について、国からの様々な情報とか指示が、かなり時間が切迫してたということやあるいは申請するときの書類等の整理、またその現状、様々な条件についての把握が困難であるというようなこともあるとは思いますが、その辺の原因について、どういう状況なのか教えていただければと思います。

子ども・子育て支援制度担当課長

この給付費の支払に関しての課題というのがございます。給付費については、非常に複雑な制度になってございましてその共通の費用として基本的な部分と、さらには職員の賃金改善を目的として設けられた処遇改善等加算、さらにはそれぞれの施設が特定の事業、取組を行った場合にその費用について加算をするというような大変多くの加算制度、措置が設けられてございます。この加算措置を受けるためには、事業者の方々には、その措置、加算ごとに市町村に対して申請を行わなければならない。一方市町村にとっては、その内容を一つ一つ確認審査した上で、それぞれその加算について認定をするというふうな大変複雑な制度になってございます。

幼稚園や保育所などの大部分の施設においては、この該当する加算が20以上あるといったような中で、制度の内容が大変複雑で分かりにくい、若しくは事業者の方々も申請しても記入漏れですとか誤りがあるといったことで現状では市町村ではその認定作業がなかなか進んでいないという現状がございまして。

また、新制度に移行した全ての事業者が該当します賃金の改善を目的とした

処遇改善等加算の事務については、市町村ではなくて県知事が行うということに決定をされたところでございます。しかしながら、この処遇改善等加算についても、市町村が全部各事業者からの申請を取りまとめて、あらかじめ内容を審査した上で県の方に提出をするというふうな仕組みにもなってございまして、具体的な運用が示されなかったこと等もあって、現在のところ市町村での申請取りまとめが遅れてございまして、今後県の方でも市町村から申請が出され次第できるだけ早く認定の方を進めたいと思っております。

佐々木(正)委員

この給付制度について基本的には、市町村長が認定するのとは別に処遇改善等加算については、市町村長が取りまとめた上で都道府県知事が認定するというような制度になっているということがありますが、今この様々な処遇改善等加算については、書類のこの認定申請書、それから賃金の改善計画ですとか、あるいはキャリアパス要件の届出とか、また報告もしなければいけないというようなことから、非常に煩雑であるというのは理解はできる。それは市町村がやってくれなければいかなから、県だけでできないとか、なかなかタイムラグや大変なこともあるとは思いますが、これはやっぱり何の目的でやるかという、やっぱり長く働いてもらうことの処遇改善にしなければいけません。

それが見込みで払っていたり、そういうような場合があるということですが、この申請書が上がってきてから、県の方にはどういう形で報告があって、それから今この処遇改善等の加算について、予算は全体的に給付費の制度の全体の予算の中で、どのぐらい処遇改善加算が予算計上されているのかその辺の仕組みを教えてください。

子ども・子育て支援制度担当課長

この給付費の関係を含めて、新制度で行われますこういう公的支援については、国と県と市町村で、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1ずつを財政的に負担するということになってございます。

今年度から始まりましたこの制度ではございますが、平成27年度当初予算において、都道府県として負担すべき4分の1の額として政令中核市の分も新たに都道府県が負担をいたしますが、全体で218億円の予算を計上させていただきます。

この全体が加算の関係も含めて全体の給付費の負担分として計上をさせていただいている額になります。

佐々木(正)委員

実際にこの処遇改善等の加算が施設に払われている、今現在県として認定して払われている額、施設数、あるいは職員が実際に賃金改善になったことが分かるような状態になっているのはどのぐらいの割合なのか、まずやっているのかその辺を詳しく教えてください。

子ども・子育て支援制度担当課長

先ほど申し上げましたとおり、今加算措置に係わる認定行為を各市町村も進めている真っ最中でございます。この認定行為が終了して、個別具体一つ一つの施設に対する加算額が認定が終わって初めて決まるという状態になってございまして、まだ具体的な金額については、確定をしていない段階でございます。

さらに県の方にも、まだ認定書が届いておりませんので、できるだけ早くその認定を進めてその額についても確定を図りたいと思っています。

佐々木(正)委員

この制度というのは、いつから始まったんでしょうか。

子ども・子育て支援制度担当課長

新制度が始まりました平成27年4月からでございます。

佐々木(正)委員

その間、1回も支払われていないという認識でいいんですか。

子ども・子育て支援制度担当課長

4月から始まりまして、各市町村には県からお願いをし概算で4月から毎月大部分の市町村では支払われてはございます。ただ、その確定が今まで認定が終わってない関係で済んでいないという状況でございます。

佐々木(正)委員

ということは、その加算が概算でいっているので確定しないということは、戻したり、またプラスでお渡ししたりするということもあるんですね。

子ども・子育て支援制度担当課長

そのとおりです。

佐々木(正)委員

いずれにしても煩雑なところがすごくあるのは、理解をしているところですが、やっぱり不平等感が出てはいけないと思うので、やっぱり何らかの措置を全力で行っていかねければならないのではないかと思うんです。そういう意味で市町村との連携、意見交換なんかはもちろん当然やっているんですが、このままずっとやっていくのか、改善策を検討とかしているのか、最後にお聞きしたい。

子ども・子育て支援制度担当課長

県としましては、新制度の準備の段階から各市町村を構成員とする準備組織をつくりましてこれまで取り組んでまいりました。新制度が開始された以降については、具体的な制度の運用のための会議をやはり全市町村を構成員とする会議としてつくってございます。

今回のこういった給付の制度の支払いについても、その会議を活用しまして、我々が得た情報の提供でございますとか、さらには制度改善に向けた国への提案、要望といったことについても、全市町村が合意の上で、全体として県として取り組んでいきたいと思っておりますので、今後についても更に取組を進めたいと思っています。

佐々木(正)委員

介護サービスとか障害者福祉サービスのようなシステムになりますね。ある程度一元化してやって、今回のこのことよりは煩雑になっていないという部分もあるんで、そういうシステムを導入していくということも、国の方にもっと要望すべきであるとは思いますが、私自身もそういう努力をしたいと思っておりますが、なるべく今回のこの処遇改善等の加算については、質の高い保育サービスを実施して、職員に長く働いていただくと、そういうのが目的でありますので、そういうところにブレーキをかけるようなことがあってはいけないというふう

に思います。

ですので、是非この改善策を今までやっていると思いますが、更に積極的に進めていただいて、様々な方面に働き掛けていただければと要望させていただきます。

次に、子育て支援についてお話をさせていただきますが、これは4月から始まった新設制度であります。この中で人材の確保策として子育て支援員制度が創設されたわけですが、この研修をしていく中で、支援員の養成の研修をどこが行っていくのか、それと神奈川県はいつからやるのかお伺いします。
子ども・子育て支援制度担当課長

この子ども・子育ての新制度の方で導入されます子育て支援員の研修については、今後、国の補助事業を活用して実施することとさせていただきます。その国の補助の要綱上は、都道府県及び市町村が実施をするようになってございます。

県では、今後どのように取り組んでいくのかということですが、その対象になる様々な子育て支援の事業、具体的には小規模保育に関わる従事者の要請、そういった事業が、新制度の実施に伴って開始されるということで、それぞれの市町村では、まだどのぐらいの人材が、いつ、何人程度必要かといったようなこともまだ不透明な部分がございます。そういったことから県では市町村と協議しましてこの子育て支援員については、来年度から実施をしたいと考えているところでございまして、実施に向けて更に取り組んでまいります。

佐々木(正)委員

これはすごくすばらしい制度だなと思っているんです。地域保育についても様々な課題はあるとは思いますが、是非これは成功していただきたいと思っているし、やっぱりしっかり県が目標を持ってそれを整えてしっかりリーダーシップをとってやっていただきたいんです。

来年度からやっていくという漠然としたそういうようなのではなくて、期限をしっかりと決めて、目標を持って何月からやっていくんだという決意に立ってやっていくべきだと思いますが、何月ぐらいから実施するという考えは持っているのかお伺いします。

子ども・子育て支援制度担当課長

来年度からの取組については、これからまだその開催経費についても予算要求をさせていただいて、議会での御審議を頂いた上で初めて具体的な計画に着手できると考えてございます。しかしながら早めに市町村と調整をさせていただきまして、平成28年度の早い時期から受けることも受講者の方々の受けやすさも考えながらできるだけ良い研修を実施してまいりたいと考えてございます。

佐々木(正)委員

その早い時期というのが4月なのか5月なのか6月なのか分かりませんが、早い時期ということなので、それ以上詰めても分からないと思いますので、是非実施できるようにお願いします。

この制度で最後に少しお聞きしたいのは、これは全国的に一律にやるもので東京都もやりますよね。他県で研修を受けた人が、他県で仕事に就けるのか。

子ども・子育て支援制度担当課長

今回導入されました子育て支援員制度は、受けていただいた研修を実施して

いる実施主体がその修了を認めて認定をするという制度になってございます。その認定を受けた研修に関する事業については、その修了証をもって、神奈川県で受けた場合であっても他県でも認められた授業については従事できるという全国共通のものでございます。

佐々木(正)委員

是非考えていただきたいのは、今日も議論が出ていましたが神奈川県は女性の活躍応援団が結成されたわけです。様々な大手企業の社長たちがこれに名を連ねていただいている中で、企業内保育なんかも実施するところもあるのではないかと、というときに女性でキャリアを持っている人がいらっしゃる場合なんかもあるかもしれませんし、そういうときに幅広くそういう保育ができる潜在保育士を掘り起こすためにもそういうところの社長にも応援していただいて潜在的保育士を掘り起こす、女性が活躍するために底上げをしていくということも大事なのではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

子ども・子育て支援制度担当課長

この支援員の制度そのものは、子育て経験をお持ちの専業主婦の方々など地域の人材、さらには興味を持っていらっしゃる方々を含めて、幅広く人材を確保していくために設けられた制度になってございます。

もちろん現任の方々にも受けていただくこととなりますが、県の方としてもこの子育て支援員の制度を幅広く認知していただけるように広報等にも取り組ませていただき、子育て支援人材の幅広い層からの確保、育成に取り組んでまいりたいと思っております。

佐々木(正)委員

同じ質問で人権男女共同参画課長はどうですか。

人権男女共同参画課長

このたびのかながわ女性の活躍応援団に各企業がどのような取組で宣言をされるか分かりませんが、この団員の企業はもとより全ての企業に対してこれから発信をしてまいりますので、ただいまのお話にありました子育て支援員についても周知を図れるように努力していきたいと思っております。

佐々木(正)委員

様々なところで女性の活躍というのも大事でありますし、この子育て支援員の制度というのは、絶対大成功させていくということが、神奈川県においても大事なことだと思います。研修の充実、それから確かに研修が進んでいるということも含めまして、全庁的に連携を取り合いながら、しっかりと進めていただきたいことをお願いして質問を終わります。